

第六十八回国会 建設委員會議 録 第十五号

昭和四十七年五月十二日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 天野 光晴君 理事 金子 一平君

理事 田村 良平君 理事 葉梨 信行君

理事 服部 安司君 理事 阿部 昭吾君

理事 小川新一郎君 理事 渡辺 武三君

小沢 一郎君 大村 襄治君

梶山 静六君 藤波 孝生君

古内 広雄君 村田敬次郎君

山下 徳夫君 山本 幸雄君

早稲田柳堂門君 井上 普方君

下部 政巳君 佐野 憲治君

松浦 利尚君 柳田 秀一君

新井 彬之君 北側 義一君

浦井 洋君

出席國務大臣

建設 大臣 西村 英一君

出席政府委員

建設 政務次官 藤尾 正行君

建設 大臣官房長 大津留 温君

建設 省計画局長 高橋 弘篤君

建設 省河川局長 川崎 精一君

建設 省住宅局長 沢田 光英君

事務 代理 森岡 徹君

自治 大臣官房 審議官 森岡 徹君

委員外の出席者

大蔵省主税局 税制第一課長 高橋 元君

建設省計画局 宅地部長 河野 正三君

建設委員会調査室長 曾田 忠君

委員の異動
五月十一日

辞任 小沢 一郎君

山下 徳夫君

同日 石田 博英君

辞任 石田 博英君

村上一郎君

村上一郎君

補欠選任 村上一郎君

山下 徳夫君

小沢 一郎君

本日の會議に付した案件
新都市基盤整備法案(内閣提出第一〇〇号)

○龜山委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、新都市基盤整備法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。下部政巳君。

○下部委員 大臣がおいでになっておられますが、大臣の御答弁はひとつ重要なところでやっていたらどうかという事で、まず計画局長にお伺いをいたしたいと思ひます。

三十七万平方キロメートルに及びますところの日本列島に一個の日本民族が豊かな生活を行なう、このために国土開発というものがあつて必要なんですけれども、従来の国土開発を見ましても、ややもすればその環境保全のための計画が欠けておるといふ面が指摘をされるわけでありまして、この法案、この事業に對しては、当然この問題が考慮されておると思ふのであります。その計画を若干ここに提示していただきたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 先生の御質問のように、最近の国土開発の問題、いろいろな問題が出ております。この根本は、やはり日本全国土の利用が偏在されたまま利用されていることであつて、これをやはり全国土にわたつて均等に発展をはかつて、これを有効に活用していくことがまず基本でございまして、建設省といひましたも、さきに発表しました長期構想では、そういうことをうたつておりますし、また政府できめました新全線におきましても、そういう方向で進んでおることは御承知のとおりでございます。

さらにまた、最近のいろいろな情勢から、公害問題を中心とするところのいろいろな環境問題、また土地問題といふものがある大きな問題になつております。したがひまして、私も長期構想を抜本的に改定して、そういう問題に對処すべくいろいろな構想を現在練つておまして、また新全線におきましても、そういう見地から総点検といふものを行なつておる次第でございます。

したがひまして、そういう情勢にありますときに、このような私どもの法案を提出いたすわけでございますので、もちろんそういう趣旨にのつて、この法案を作成いたしておる次第でございます。御承知のように、この法案の随所におきまして、新しい思想を盛り込んでおる次第でございますが、新しいこの法案の趣旨とするところは、全く新しい都市基盤のなつておることは、全市の基盤をまず整備して、それから段階的に環境のよい良好な市街地を形成していく、新しい都市を形成していくという目標でございます。したがひまして、そういう趣旨からいまして、環境問題といひました、この地区を選定する基準といひました、第三條にいろいろな規定がございまして、第一号におきまして、一口

とするために整備されるべき主要な根幹公共施設に關する都市計画がきまつておるといふことにいたしておるわけでございます。同時に第四條で、その都市計画をきめる際の都市計画の内容、基本方針といふのをきめております。その中におきまして、当該区域が、良好な住宅市街地が相当部分を占める新都市として適正な配置及び規模の根幹公共施設を備える一よう配置計画をきめなさいといふことであるとか、また、開発誘導地区といふ、この全施行区域におきましての中核となる地区をまず整備するわけでございますけれども、この配置につきましても、それが全体の地域に必要なところの公益利便施設といふものを整備するにとともに、そういう施設といふものの配置とか規模が新都市として適正なものといふことを私も考へており、そういう内容の都市計画に従つてこの都市計画をきめるということになつておる次第でございます。

その根幹の公共施設、先ほど申し上げました施設の中には、いろいろ政令で定めることになつておりますけれども、そういう環境問題を処理するための廃棄物の処理施設とか下水の処理施設とか、そういうものの用地ももちろん確保して、そしてこの施行地域全体が環境の良好なものになるというふうに私も考へておる次第でございます。

○下部委員 いま局長の御説明で概略がわかつたわけですが、ひとつ具体的に質問をいたしますからこれにお答えをお願いいたします。

まず第一点は、自然及び歴史的な環境についての保全の問題、この点をひとつどういふふうにお考へなのか。これをちよつと具体的に指示をお願いいたします。

○高橋(弘)政府委員 この施行地域全体のいろいろな具体的な計画をきめる際におきまして、私もさつき申し上げたような精神にのつてい

いよいよ配慮をいたすというふうに考えておる次第でございます。同時に、こういうものの保存につきましては、施行の技術的ないろいろな設計の基準というものをきめるわけでございますが、その際におきまして、できる限りそういうものにつくしましては保存するようにというふうな趣旨の規定を定めたいというふうに考えておる次第でございます。

○ト部委員　わかりました。局長が先ほど、従来の開発についても十分配慮されておると言うから、多摩のニュータウンを見てごらんない、そういうことを配慮されておるそういうものが条文にありながらも、現実には破壊されておるのじゃないかということを指摘したわけですが、そういうことのないようにやるということでありますから、この問題はこれで終わりたいと思います。

それで、国土保全という問題が先ほど出てまいりましたが、今度は次の具体的な問題として水資源の開発という問題が当然あると思うのです。先ほども申し上げました環境保全の中の具体的な問題の二として、水資源開発の問題があると思うのであります。これは過日、河川法のときに河川局長とここでいろいろとやりとりをしたわけですが、その場におきましても、一九八〇年代におけるこの水資源の窮乏はたいへんなものだということが、お互いに理解されたところです。そういうふうな状態の中で、今度の新しい都市に対する水資源というものの別個の配慮——水資源といえますか、水の補給といったらおかしいんですが、そういう問題についてはどういうふう

な考えを持っているか、ちょっとお聞きしたい。

○高橋(弘)政府委員　新しい都市をつくるるとき、大規模なかかる宅地開発をいたします際にいろいろな問題がございますが、水の問題が問題になるのは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、従来からいろいろなそういう問題がございましたので、広域的な水資源の開発計画、広域的な利用計画をつくってまいっておった次第で

でございます。たとえば多摩ニュータウンにおきましては、これは先生御承知のとおり、多摩川から取水いたしておりますけれども、利根川からもこれは取水いたしております次第でございます。そういうふうな相当広域的な水資源の開発利用をはかってきている次第でございます。しかしながら最近の水需要の現況からいいますと、全国的な問題として、関東だとかあるいは近畿の水の逼迫というものが非常にひどくなっております。したがって、もっと全般的な問題といたしましてこの水資源の開発を積極的に進める、またこれを高度利用することが問題になってくる次第でございます。この水資源の開発の担当は、もちろん建設大臣の所管になるわけでございますが、幸い、大規模な宅地開発を所管いたします私どもと同じ省の中にある河川局でございますので、私ども十分従来からも連絡をとっておりますが、今後とも新しいこういう都市を立地する際におきまして十分連絡をとりながら、水の確保につきましまして遺憾のないようにしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○ト部委員 局長、多摩ニュータウンのことを例にあげてまことに恐縮でございますが、その点に触れられたわけでありまして。しかしその多摩ニュータウンの中でも水が出ないという現実があるという現実があるわけでありまして。十分な配慮がされてこのような状態です。そういうふうな状態の中で、先ほどお話を申し上げましたように、一九七五年から八五年にかけてはたいへんに窮乏化してくる、深刻化するということを申し上げたわけでありまして、先ほどの自然環境保全の問題と歴史的環境保護の問題と合わせて、これは先ほどのようなことのないようにひとつ十分な配慮をしてもらいたい。またそういうふうなひとつ十分の上には十分を重ねていただきたい、このように考えます。

ここに出てくる。あくまでもこれは鉄道線路で突っ走るつもりでありますか。この点、ちょっとお伺いしたい。

○高橋(弘)政府委員 このような新都市をつくります際に問題になるのは、先ほど先生の御指摘の水、その次に明らかにその住民の足、特に通勤鉄道でございます。この点につきましまして、このような地域をきめる際の一番大きな問題の一つであろうかと存じます。したがって、この鉄道問題につきましましては、私どもも十分に事前について考えながら、施行者がこれを決定する際にも十分指導しながら持っていくというふうなことを考へておる次第でございます。この新都市基盤整備事業に関する都市計画を決定する際におきましても、これは運輸大臣と協議をいたします。また運輸大臣の意見を十分聞きながらこの立地について検討いたします次第でございます。この鉄道を敷かなければいよいよゆるゆるの孤島になるわけでございますので、特にそういう点についてこの法案の中におきましても規定を加えておる次第でございます。

○ト部委員 そうすると、ちょっと参考までにお伺いしたいのですが、都心部から今度新しくつくられるところの都市に向かっていくその距離なり汽車の時間、これは大体幾らくらいなんですか。その距離と、たとえば通勤するといふ場合ですね、その時間は幾らくらいなんですか。

○高橋(弘)政府委員 御承知のように、この第三条におきまして選定基準がございます。このときに、既成の大都市から相当の距離がある、そういうようなことで、自然に放置しておりますと計画的新しい都市ができませんというところから、こういう手法を用いて新しい都市をつくっていくというところでございます。したがって、これは具体的な距離にどのくらいというものは、もちろん法案の中には明確ではございませんけれども、大体私ども考へておりますのは、首都圏におきましては東京の中心地から五十キロ以上、それから近畿圏におきましては大阪の中心地から三十キロ以上とい

うふうに考へておる次第でございます。その通勤時間でございませうけれども、通勤時間はどのくらいが適当かというのはいろいろな議論がございます。これは運輸省の調査とか、運輸省の関係の研究所でいろいろ調査いたしましたアンケートとか、その他調査の資料に基づきますと、大体一時間ないしせいぜい一時間半というふうな考へられる次第でございます。私どもも一時間ないし一時間半ということをめどに置いておる次第でございます。

○ト部委員 そうすると局長、何も鉄道によらぬでもいいと私は思うのです。鉄道を廃止して、いわゆる平面交差を避けたところの道路をつくると。もちろん歩道も完成するだろうし、自転車道もあるだろうし、それから車というふうな、こういう道路をつくつてもいいと思ふのです。そのためにはもちろん実問題としてモータリゼーションに適合するような都心部というものをもう上げなければいかぬだろう。そういうことも私は考へていいと思ふのですが、その点は全然考慮しないわけですか。

○高橋(弘)政府委員 ただいま先生の御質問が鉄道の話でございましたので特に鉄道について申し上げた次第でございますけれども、もちろん根幹公共施設の中にはそういう主要な道路の計画もございまして。その上を自家用車で都心に通り人もあるでしょうし、またバス輸送ということも考へられます。その他の輸送機関も現在いろいろ研究開発されておるものがあるように私も聞いております。そういうものがあるように私も聞いております。

○高橋(弘)政府委員 先生、御承知のとおり、この新しい都市におきましては居住人口が相当多い、したがって通勤通学の人口も多いわけでございます。相当の大量輸送になるという前提からいたしまして、大量輸送機関として、現在におきましてはやはり何となくも鉄道がまず通勤通学の第一位であらうというふうに考へられますけれども、同時に、道路を整備し、その他のいろいろな輸送手段というものが開発され、それが大量輸送機関として実用化されるという時代にな

りましたら、もちろんそういうものも通勤通学のひとつの手段として入る余地があるし、私どももそれは考へる次第でございます。現在のところはやはりそういうものは補助的な手段であらうかというふうな考へておる次第でございます。

○ト部委員 今度の成田空港の例をとってみても、御承知のようにいま新幹線も問題になっておる。しかし道路がついていいますね。そういう点で、今度そこへ入居する場合におきましても、定着人口なんというものもかなり問題があるところだと思ふのです。それでもまた鉄道を敷くというところにあります。これも補助金その他でかなり問題が多いと思ふのです。そういうふうな中で、これが補助的だということではなくて、やはり最初に優先すべきだと思ふのです。そうせぬと、多摩ニュータウンの問題なんかを例にとってみてもわかりだと思ふますが、現実に入ることには入ったけれども、道路も何もなしという現状です。ですからこれは補助的だということではなくて、むしろこれが優先すべきだと思ふのです。そのための道路というもののちやちやなものでなくて、平面交差を避けていく、車道なり自転車道もある、歩道もある。これが私は優先すべきだということを言っておるわけです。

○高橋(弘)政府委員 先生の御趣旨、ごもっともでございます。私申し上げただけでは大量輸送機関としての性格を申し上げただけでございます。たとえば、また多摩ニュータウンの例を申し上げてまことに恐縮でありますけれども、多摩ニュータウンにおきましては鉄道はあと二年後の四十九年から開通いたします。それまでは現在の聖蹟桜ヶ丘から通勤通学者は電車に乗りまして、したがってそれまで、ニュータウンの中心地から聖蹟桜ヶ丘までの道路をまず整備して、そこはバス輸送で通勤通学者を輸送しておるという現状でございます。もちろん、先生のおっしゃるとおり、ますますそういう道路の整備をすることが先決でございます。したがって、この法案におきましても、根幹公共施設の中ではいろいろの施設がございま

すけれども、道路におきましてもまずこの道路用地を確保しておこうということにいたしておる次第でございます。

○下部委員 わかりました。

では四番目に、この環境保全の具体的な問題としましてのあれですが、生活圏の施設は先ほどちょっと説明を受け、ことに新都市基盤整備事業についてという中に、大規模宅地建設の第三の手法ということに載っておりますので具体的な例は避けたいと思いますが、この中に消防署、さらには、ちょっと俗な言い方かもしれませんが、公衆浴場、こういうものが含まれていないのですか、含まれるわけですか。

○高橋(弘)政府委員 そのお手元の資料はわかりやすく例示的にあげたものであって、正確にすべてを網羅したものではありません。この開発誘導地区におきまして利便施設というものをいろいろ考へるわけでございますが、その際に教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設、その他の施設の用に供すべき土地を確保するというところにいたしております。その中で消防署はもちろん官公庁施設でございます。したがって、新しい都市の規模等によりまして、それにふさわしい施設が整備されると思ひます。またこの利便施設の中には、共同の利便施設ということでございまして、先生のおっしゃったようないろいろな社会施設だとか、そういうような衛生施設というものももちろん含まれるというふうに私どもも考へておるわけでございますが、大体その地域の特長性によつて、いろいろこの施行者が地元住民と相談しながらこれをきめていくというふうになるであらうと思ひます。

○下部委員 それではこの問題につきましては一応終わります。次にいよいよ開発事業についてちょっと入っていきたいと思ひます。

御承知のように都市というのは人間の集積であり、そこに定着しておるところの人間というのは勤労し生活をするけれども、永久にその中で生きることができぬ。しかしながら都市は生きてお

る。ましてやこの事業というものは、服部理事がおっしゃったように、理想的な都市像なんです。こういうものが描かれておるわけでございますが、従来やともすると、外的、内的の諸条件からこの計画が変更されておる、こういうことを私たちは知っておるわけでありまして、こういうような状態からながめてまいりまして、基盤整備事業において予定されておるところのマスタープラン、この策定者というものがやはりかなり重要だと思ひますが、このマスタープランは、いろいろ外国なんかの例によりまして、かなり権威者がやっておるわけですね。こういう問題について、マスタープランと事業計画との調整の問題、そして変更した場合の調整の問題、この二つをひとつお伺いしたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 先生のおっしゃいますところのマスタープランというものは、この法案におきましては「新都市基盤整備事業に関する都市計画」というところできめられます。したがって、都市計画でできまします。これは都市計画によりまして知事が決定するということになります。それで、その知事がきめる際にはもちろんいろいろな学識経験者の意見を聞きながら、都市計画の地方審議会にこれをかかって決定するということにならうと存じます。そのマスタープランに従ひまして、今度は施行者が事業計画をいろいろきめまします。いま先生のおっしゃったのは、事業計画を実際にやります際にマスタープランと少し変わったようなことになるかというところかというふうな御質問かと存じまして、そういう意味で私お答え申し上げますと、知事がそういうマスタープランをきめる際には、十分にいろいろな人の意見を聞きながら、またそういう施行者となるべき人の意見を聞きながら策定するということがほとんどであると思ひます。したがって、そういうことがないようにすることがもちろん大事でございます。しかしながら、いろいろな情勢のもとにおきましてそういうような事業計画を施行者が策定する際に、どうしてもこのマスタープランは公

平にやらなければならないということになります。れば一おそろくそういうことではないと思ひます、ないよう指導したいと思ひますけれども、ありました際には、もちろん都市計画マスタープランを変更することが必要かと思ひます。その際には知事もまた、学識経験者の意見によつて、都市計画の地方審議会にも諮問いたしまして、これを変更するということにならうかと存じます。

○下部委員 マスタープランは、では知事が知事の権限でやる、こういうことになります。そうなるべくとちよつという疑問が起きてくるわけでありまして、私、時間が一時間だということとで制限されておりますから、これはちよつとまた保留させていただきます。

次に、いま申し上げたいろいろな問題がありますが、首都圏と近畿圏及びその地方におきまして、この事業による関連の適地をどのように見ておるか、ひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 この新しい法案をお認め願ひましたならば、私どもさつそくいろいろ調査にかかると存じます。またなるべく早くこの法案の目的のとおりこの事業を実行いたすということになるわけでございます。この新しい法案によるところの事業の適地でございますが、さつき申し上げましたように、この地域の選定はこの法案の第三条にいろいろございまして、これは先生御承知のとおりでございますが、もつと具体的に申し上げますと、さつき申し上げたように、首都圏におきましては東京の中心地から五十キロ以遠の中心から三十キロ以遠のところというふうに考えておる次第でございます。私どもは、首都圏及び近畿圏の中におきましては、八カ所ばかりという適地があるのじゃないかと考へております。しかしながら当面は私どもももつと具体的なことをいろいろ考へながらこの適地を選定し、事業を進めてまいる必要があるわけでございます。したが

いまして、ある程度これは直ちに実現できるということを考へますと、首都圏で一カ所、それから近畿圏で一カ所、大体当面は二カ所であらうかと存じておる次第でございます。

○下部委員 そこで、大臣にちよつと伺いたいと思ひます。いまの局長の問題をちよつと保留しながら、大臣の答弁と関連がありますので大臣にお伺ひしますが、大臣、あなたはあつた対談で、織田信長が一番多く道路をつくつた、こういうことを言っている。しかも、その織田信長が道路をつくつたというのは、軍を動かすために道路が必要であつた、こういうことですか。だけれども、平和のために、国民のために国土開発が必要だ、こういうふうに言われているわけですか。私は偉いなと思つて説いたわけでありまして、いま局長がおっしゃっておる通りに、開発適地をどこにするか、どの程度にするかという問題と関連をするわけでありまして、戦争は終わつておるわけですから、平和のために、いわゆる国民生活のために大臣はやられるということなんでありますが、こういう点につきまして、単に対談でもつて一人の人のこのことを話をするというんじやなくて、この委員会において国民にそのことをもう一度警告することができまうか。

○西村国務大臣 ちょっと、あなたのおっしゃることを間違えるといけませんから、委員会ですから、もう一回おっしゃつていただきたいと思ひます。

○下部委員 調べてみると、織田信長が一番よく道路をつくつておる。それは大臣が言つたんです。しかし、それは織田信長が軍を動かすためにその道路を必要としたんだ。しかしながらいまは違ひ。いまは平和な、戦争のない日本になつたんだから、これからの国土開発は国民のために、平和のために行なわれなければならぬ、ちよつとちよつと申すわけですか。その点について、ただ対談だけじゃなくて、この委員会でもそのことを確認してもよろしいかと、ちよつと申すわけですか。

○西村国務大臣 私は対談のときもそういうことを申しましたが、また、たしか参議院の予算委員会でもそういうことを申したいと思います。それは

○高橋(弘)政府委員 計画局としましてはそういうことは存じておりません。ほかの局か、もしくは首都圏整備委員会でもやっておるかどうか、私どもはわかりませんが、私の所管しております計画局におきましてはそういう計画はございません。

○高橋(弘)政府委員 私どもはつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

着手しているということは事実でしょう。その点はどうですか。

○高橋(弘)政府委員 計画局としましてはそういうことは存じておりません。ほかの局か、もしくは首都圏整備委員会でもやっておるかどうか、私どもはわかりませんが、私の所管しております計画局におきましてはそういう計画はございません。

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

う議論をやっておるのじやなかろうかと思っております。私も首都圏整備委員会の委員長でございますから責任がありますが、この基地の返還については交渉とかあるいはいろいろなことは私の職務外でございます。もちろん基地が返ってくるということは私も希望します。しかし私が関係者に言っておることは、基地が返ったときにはこれを宅地とかあるいは公園とか、そういうようなことを考えて関係者に十分わたりをつけておつてもらいたいということを強く言っておるわけで、これは建設省にも言っておりますし、首都圏整備委員会の専任の方にも言っておりますのであります。

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

に国務大臣でございますから、国の重要なことについては発言する権利もあります。また発言もしなければならぬと思ひます。しかし、やはりそれは何と申しまして、そう言ひまして、仕事の分野、自分の範囲内というものはあるので、私が外務大臣のかわりをして、国務大臣だからといって出かけていって交渉するわけにはいかぬでしようし、そこはやはり自分の分野があるから、

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

○高橋(弘)政府委員 私はつきりわかりませんが、明確な答えは申し上げかねますけれども、首都圏整備委員会ではないかと存じております。その点については把握されておられますか。――

りな案を立てておるかということは私は知らない。立川もやがて返ってくるのだから、気をつけてひとつわれわれのプランを早く申し込んでおけるといふことは私は言ったことはあります。それで、それから、そのそれぞれのところに応じていろいろ、建設大臣としての、また首都圏整備委員長としての手は私も打っておるつもりでございます。

○**卜部委員** 具体的に知らないということになれば、實際問題としてこの首都圏整備委員会の委員長なんですから、その点の責任もまた問われることになるだろうと思ふのです、實際は。しかしそのことを繰り返してもしょうがありませんが、少なくともそういう委員長の立場からするならば、また建設大臣の立場からするならば、わからなければ具体的に調べた上に立つて、もういま整備委員会が委員長の知らぬ間にそういうふうなかつこうで動いておるのだから、委員長はやはりそれに對してそのとおりに動いていかなければならぬだろうし、また具体的な内容を把握した上に立つて、この委員会で、ひとつ政治生命をかけてもこの立川某地は再開発に使うということをお誓ひできますか。

○西村国務大臣 私、ここでいろいろ断言しても、あやまちがあるといけませんから、私も後ほど調べまして御返事したいと思います。

○**ト部委員** 次に公明党の小川委員のほうからの質問がもう刻々と迫っておりますので、この点も一応保留させてもらって、次の質問のときに大臣からの答弁をいただきたい、こう思います。

それで今度は、先ほど申し上げたそのもう一つの一面なんでしょうが、大臣がいみじくも、外務大臣じゃないからできないということでもあります、かりにいまのこの法案にある事業にしても、首都圏に一つだとか、それから近畿圏に一つと局長おっしゃられましたね。その選定をする場合においても、あそこに基地があるからこれは避けて通ろうなんという、そういう態度じゃないかぬと私は思うのですよ。やはり当然いまの立川と同

じような状態、遊体施設なんかたくさんあるだろうと思うのです。また米軍のほんとうに使つてないうような、そういう問題については断固として、そういう基地は当然新住事業ですが、これに入るとんだという構想があれば、それに向かつて突進して、それを返してもらふというぐらゐな迫力のあつて、それがあつてしかるべきだと私は思うのです。だから局長に、一体どういふところが適當なのか、そしてまたどういふところをいま求めていらつしやるのかということを質問しておるのでもそのことであります、この点もあわせて、これはもう答弁は要りません、ひとつ十分に配慮してもらいたい。このことを申し添えておきたいと思ひます。

ります。この基盤整備事業について、都市計画に定めるいわゆる施行区域を市街化地域というのとに限定しています。この市街化地域に限定をした理由と、はたしてこの市街化地域にこういうような事業を行なう土地を見出すことができるかという点が私は疑問なんです。この点をひとつお伺いしたいと思います。

○高橋弘政府委員 先ほどから御説明申し上げておりますように、この事業は都市計画として決定して、都市計画事業では施行するということにいたしておりますから、つまり都市計画法の市街地開発事業という範疇でこれを行なうことにいたしております。そして、この事業は市街化区域でやるのが妥当であるというふうに私も考えております。それではどうしてそういう事業にするかということでございますけれども、この対象となるところの施行区域は、先ほどから申し上げておるように相当大規模なものでございます。したがって、この施行区域を選定し、きめるにあたりましては、他の土地利用との調整の問題というのが相当の一つの問題点でございます。したがって、これにつきましては、あらかじめ都市計画法におきまして土地の利用区分めす

をはつきりさせた上で市街化を進めていこうという市街化区域というものの中でこの事業をやるのが適當であるというふうに考えて、市街化区域内でやるということにいたしておる次第でございますけれども、先生の御指摘のように、この事業につきましましては、市街化区域でやっておる際に市街化区域からはみ出すという場合もございます。そういう場合におきましてはもちろん市街化区域にその地域を編入いたしまして、そしてこの事業を施行することになります。その際の手続は、都市計画法の手続に従いまして、土地の利用区分をもう一度よく関係の省、特に農林省と十分協議いたしましたして、そしてそういう線引きをいかにその区域内でこの事業を施行するというふうに考えておる次第でございます。

○**ト部委員** これはまだ三分の一にも達していないのでありますが、何か参議院のほうで呼ばれておる政務次官、それと、もう公明党のほうからのもあれもありまして次の質問者にバントを譲ります。が、ひとつ委員長、いまの大臣の答弁も含めて、三分の二以上近くありますので、この発言を保留させていたきたい。このことをお願いをして、以下でもって質問を終わりたいと思います。よろしゅうございますか、委員長。

○亀山委員長 よろしゅうございます。
○卜部委員 では終わります。
○亀山委員長 小川君。

○小川(新)委員 最初に、新都市基盤整備法案についてお尋ねするわけでございますが、新都市基盤整備法並びに都市問題に関連がある問題でござ

いますので、政務次官に二、三点お尋ねして、お時間の都合もあるようですから先にやらしていただくようお願いしたい、こう思っています。

実は政務次官とわれわれとは同僚議員仲間で、私の先輩でありますから、こういう席で何もあげ足をとるために御質問するんじゃないくて、政務次官の立場にも立って、私この際お聞きいたします。ものごとというのは何でも公平でなければなら

りませんし、また間違つた報道をされていることについては政務次官も御迷惑であらうと思うし、私どもも知る権利がありますので、一応知つていきたいと思ひます。

まず「昨日、十日付の朝日新聞には、足尾銅毒の陳情について藤尾政務次官のところへ陳情団が来た。ところが「いまさら足尾銅毒とはなんだ」「陳情団を追返す」ということで、地元市長ら「あまりに非常識」であるというような記事が報道されております。私は紳士的な見識のある政務次官が、この新聞報道のとおりのことを言っている点とは理解しております。誤解をされている点も多々あるとは思いますが、いま社会的にもこうういった非常に大きな公害問題に取り組んでいる姿勢の中から、また足尾銅山の銅毒はいま始まったことではございません、三百年來の問題としてこ

あるならば、私は政治の要衝にある大臣とか閣下
臣の格を持つ、政務次官が、親切丁寧にこういう問
題には対処しなければならぬ。この点にこういう
私どもも政務次官も同じ考えであると思うので
す。そういう立場に立つて、まことに遺憾な記事
が載っておりますので、まずこの点について政務
次官の説明並びに御所見を承りたい。

○藤尾政府委員　事が私に關することでございます
すから、こういった機会をお与えをいただきまし
て非常にありがたいとございます。

とに見解は同じでございます。ただ、私のところに参られますということは、非常に私自身も予期しておりませんし、実は公害という問題につきましては、鉱山という問題につきましては通産省、あるいは環境という問題につきましては環境庁、あるいはそれが及ぼす影響ということにつきましては厚生省が扱うべき問題でございます。もし陳情団の方々がそういった趣旨で私のところへおいでを願ったのならば、私はお断わりをしたはずでございます。しかしながら事実はそうではないです。会館でおいでを願ったに御応接をさせていただいたわけでございます。その際に、私は御案内のとおり栃木県でございますから、しかも太田に接しております足利あるいは佐野、藤岡、渡良瀬というのは私の地域でございます。でございしまするので、私は前回通産政務次官をさしていただきましたときから、特に御案内のとおり、通産政務次官をさしていただきましたときには当時の大平大臣が繊維問題その他で非常にお忙しくいらっしゃいましたので、石炭問題と公害問題につきましては私が主として当たらせていただいたわけでございます。でございしますので、そのときに社会党の島本委員からの御質問がございまして以来、この足尾の問題が問題になったわけでございますけれども、私も私の選挙区でございますからそれなりの勉強をいたしておたわけでありました。したがって、皆さま方おいでになられましたて、六項目の要求をするということでございます。

第一は、いままでの鉱毒の問題につきましては一切が古河の責任である、こういうことが明記してございます。私はこの前も、それは衆議院での記録をごらんいただきますとおわかりいただけると思いますけれども、足尾の歴史といえますもの

務に御努力していただきたい、こうお願いして、貴重な時間がだいぶん過ぎましたので、政務次官も何かお急ぎの用があるようですから、けっこうでございませう。

では、法案の質問に移ります。新都市整備基盤法のこの「新都市」というのはどういう都市をいうのですか、大臣。

○西村国務大臣 「新都市」とは、従来の既成都市というものと対照的に、ことばのとおり新しく環境の整備した都市をつくるのだ、そういう意味でございませう。

○小川（新）委員 具体的にはどういう都市づくりなんでしょうか。

○西村国務大臣 具体的には、今後つくるところの都市はやはり環境の整備した、計画的に生活環境が十分整った都市をつくるのだということでございませう。

○小川(新)委員 そうすると、現在の都市は環境整備が十分行き届いていない、こういう都市が日本の都市なんです。

○西村国務大臣 全部ではありませんが、そういう都市が多い。しかし従来の都市ではこれ以上拡張、改造はできない、改良もできない、生活環境をよくできない。したがって、人口の増加に対して、あるいは生活環境のもっといいところを新しく開発しようということになります。

○小川(新)委員 そうしますと、この新しいスタイルというものはニューシティ方式なのかニュータウン方式なのか、または従来の都市づくりの中でどういうふうなところを改良するのか。

○西村国務大臣 一言でいえばニュータウン方式でございます。

○小川(新)委員 これはニュータウン方式と理解していいのですか。

○西村国務大臣 さように私は理解しております。

○小川(新)委員 局長にお尋ねしますが、大臣はいまこれをニュータウン方式の法律であるとおっしゃっておりますが、局長はニュータウン方式でいいのですか。

○高橋(弘)政府委員 ニュータウンだとか、ニューシティだとか新都市だとかいろいろなことばがありまして、これは何も法律的に明確な規定定義があるわけじゃないです。したがって、大臣のおっしゃったことは間違いないでございます。

○小川(新)委員 これは何となく、大臣が最初におっしゃいましたように、この新都市というものは、いままで都市の基盤というものが整備されていないところにおきまして新しく都市の基盤というものを計画的に整備していく、そういう意味で新都市とおっしゃるわけでございます。したがって、そういう意味からいいますとニュータウンとかニューシティというように性格のものとございます。また、ここで補足させていただきますと、大臣が既成市街地と違うというところをおっしゃいましたが、既成市街地の拡張とか改造とか、そういうものを目ざしている

るものではないという意味で大臣はおっしゃったのだらうと思っております。

○小川(新)委員 建設大臣、これは大事なことで、私はこの遊戯をやっているのじゃないかと、要するにベッドタウンということとをわかれはニュータウンと見ておたのですが、これはいま千葉県や埼玉県で問題になっております、住宅だけを張りつけていく、こういうニュータウン方式ではだめなんだ、そこで新しい職住近接の、できるならばその市でもってまかない得るあらゆる基盤整備の整った町づくりをこの新都市基盤整備の中でやっていくのだ、こう理解しておたのですか、大臣、その点の明快なビジョンはどうなんですか。

○西村国務大臣 実は宅地審議会でも「新」とは何ぞや、「新都市」とは何ぞや、こういうあなたと同じような質問がやはりございました。しかし私たちは、その意味はベッドタウンというよりなことでなくて、ほんとうに既成市街地の行き詰まりを打開するために新しい都市をつくるのだ、そのためには計画的なほんとうのニューシティだ、こういうふうな説明をしたのでございます。ベッドタウン的なことよりもっと大きい意味に解しておるのでございます。

○小川(新)委員 そうしますとこの町づくりは一体全国で、これからの都市づくりの中で幾つぐらい、昭和五十五年までの約十年間につくられる予定ですか。

○西村国務大臣 何カ所というところはいまはつきりきめておりませんけれども、必要を痛切に感ずるのはやはり首都圏であり、近畿圏の周囲であらうと思っております。しかしそれは必ずしもそれをもって固定しないで、やはり全国的に町を、既成市街地を見渡して、これはいかぬぞ、今後何千万かの人口を張りつけるところについては、この既成市街地についてはこういうふうな新しいわゆる新都市をつくってやらぬと行き詰まるというところがあるればそれは考えたい、かように思っておりますから、いま何カ所やるといふようなことは

ちよつと私も申されません。事務当局は私以上に、こういうところとこういふところというふうな考えておるでしょう。おるでしようけれども、私はただこの法律の目ざすところを申し上げておるのでございまして、私が間違つた答弁をすれば私はまたあと訂正をいたしますから……私はそう考へておるわけでございます。

○高橋(弘)政府委員 大臣の答弁されたとおりでございますけれども、先生から何カ所くらいあるかというふうなお話もございましたので、先ほどト部先生にも御答弁申し上げましたように、内々私も考へておりますのは、首都圏及び近畿圏、これは大臣のおっしゃるとおりで、まず当面それを考へております。そういうところで少なくとも八カ所はあるのじゃないか。しかしながら当面実施に移すのは首都圏で一カ所、近畿圏で一カ所という程度ではないかというふうに、先ほど御答弁申し上げました、そのとおりでございます。

○小川(新)委員 この八カ所の新都市をつくるというところについて、太平洋沿岸ベルトに七〇％の人口が昭和六十年を目途に集中してくるであろう。これを抵散するためいろいろ法律をつくらなければならぬということがいまわれております。そうしますと、首都圏、近畿圏を中心に両方合わせて合計八つですが、これを大体十年間ぐらいでやる見通しだと思ふのですが、そうなつてきますと、集中、分散ということばの中で分散にはならないのじゃないですか。

○高橋(弘)政府委員 先生のおっしゃるとおり、今後の日本列島の国土の開発ということにつきましては、いろいろな、国土全体を有効利用していくという見地からやらなければいかぬと思つております。もちろんその際におきましては、現在、首都圏、近畿圏、中部圏という三大都市圏におきまして非常に片寄つた国土利用がされていく、この点は是正が非常に必要でございます。具体的には人口、産業というものをその他の地域にも分散させていくということが必要になってきます。しかしながら、先生御承知のとおり、大都

市には大都市のいろいろな機能というものがございまして、国際的なまた国内的な中枢管理機能というものがどうしても大都市におきまして必要なのでございます。もちろん、現在の既成の大都市からいいますと中枢管理機能以外のものは分散されていくということになるわけでございます。さらにまた、中枢管理機能というものにつきましては、やはり大都市にある程度集中して計画的に整然と整備されることが必要になってくるわけでございます。

したがって、国土の計画の大前提、三大都市圏の現在の集中という方針を前提にいたしまして、やはり三大都市圏にはある程度の人口の集中というものが出てきます。抑制及び分散の方策をとりまして出でます。しかしながら既成の大都市におきましては、これを定着させること、これをいゆる大都市圏の中におきまして一体的に計画的に整備していくという必要が出てきます。具体的には先ほど申し上げましたような、この対象とするところは東京の中心から五十キロ以遠でございます。そういう五十キロ以遠におきまして、抑制及び分散の方策をとりながら、しかも入ってくるものを計画的に整然と秩序立ててこれを定着させていくことを考へております。その意味におきましては大都市圏内におきましては分散の方策がとられる、また、一番先に申し上げましたように、国土全体におきまして分散の方策がとられるということを前提に申し上げた次第でございます。

○小川(新)委員 自治省にお尋ねしますが、千葉県では新しい市街化区域内においては人口集中をさせないような方策をとっておりますが、建設省のこの新都市基盤整備法にのっとり、要するに千葉県にはこの法律によるところの新都市をつくる意図がいまどういふ計画になっておるか。自治省としてはどういふ見解なんぞございますか。

○森岡政府委員 この新都市基盤整備法に基づきまして具体的に都市基盤整備事業を実施していく

地点などにつきましては、私もこれから建設省と相談してまいりたい、かように思っておるわけでございます。したがって、千葉県につきましては、具体的な対象予定地を現在のところ聞いておりません。

○小川(新)委員 東京近郊といえは千葉県と神奈川県と埼玉県とありますが、この法律でいいますと、先ほどの下議員への答弁にもありましたが、五十キロ圏、すなわち一時間半以内の通勤可能地域といえは、埼玉でいへば熊谷まで、それから千葉でいへば千葉市内を含めたところの松戸まで、一時間半以内の交通圏の中で適地をさがすとなると、埼玉、千葉、神奈川くらいしかないことはあなたもよく御存じだと思います。それが千葉県の人口抑制政策によってできないということになれば、もし埼玉県もストップをかけた場合は一体どうなりますか。

○森岡政府委員 法案の中では、新都市基盤整備事業は、地方公共団体または日本住宅公団が施行することになっておることは御案内のとおりでございます。そこで、具体的に千葉県について対象予定地にあるかどうかということについては、私承知しておりません。しかし、御指摘のように、首都圏の圏内ということになればお話しする三県にはほぼ集約されると思います。で、地方公共団体が実施いたします場合には、関連公共施設といえますか、あるいは都市計画と申しますか、そういうもののとの整合性を十分確保しながらやっていくということになるかと思えます。また、住宅公団が実施いたします場合には、それ相当の地元との意見調整といえますか、それを十分やってまいらなければならぬと思えます。繰り返して申しますように、具体的に予定地点につきましては私もまだ御相談を受けておりませんけれども、そのような具体の案件が出てまいりました段階で十分な相談をしてまいりたい。確かに千葉県につきましては、いま御指摘のように国地お断わりというふうな声が非常に強く出ております。ほかの埼玉あるいは神奈川におきましても、いまのままの状態であり

ますと、なかなか集中人口を受け入れるのに苦慮いたすというふうな状況にもなるかと思えます。しかし、それでは首都圏全体の整備あるいは開発という問題で十分であらうと思えますので、いま申し上げましたような点を建設省とも十分御相談いたしまして、この法律による新都市基盤整備が適切に行なわれるよう努力してまいりたい、かように思っています。

○小川(新)委員 神奈川県も現在ストップをかけておるよう聞いておりますが、もしもこの三県が、人口集中が急激であつて、地方財政の破綻とか関連公共事業の超過負担、また関連公共事業の推進というものが推測しない状態にあつては、このような五万から十萬のニューシティー方式が消化できるかということに私たちがいま一番懸念を持っておる。先ほど申し上げましたように、二時間、三時間かかっても通勤可能である、いいという条件ならば、茨城県でも群馬県でも栃木県でも長野県でもけっこうなんです。ところが一時間から一時間半以内を適切な通勤可能地域ということに御答弁が出ておりますので、もしも、千葉県はもう現在そういうストップを出しておりますから、埼玉も出した、神奈川もだめだということになった場合に、自治省としてはたゞ努力だけでは困るのであつて、建設省が鋭意取り組んで、こういう法律までつくって都市づくりというものをしようとしておる努力に対して、何らかの強権発動的なものを用意して、地方公共団体の要求に沿ひ得るような施策を講じながら、強硬な態度をとり得るのかどうか。これは大事な問題です。これから聞きたいのです。

○森岡政府委員 新都市基盤整備を進めていく場合、一番ネックになりますものは、繰り返して申し上げますように、都市施設あるいは公共施設の整備のための財源の問題が一つであらうかと思えます。そのことはまた、その開発に伴います負担を一体どういう形で求めていくかということと、それから国の地方公共団体に対する財政措置、これをいかように充実していくか、この二点

に尽きると思つております。いまお話しのような強権をもつてリードしていくとか、そういう形はとるべきではないと私も思つておりますので、やはり地域の整合性ある発展を確保いたしたためには、いま申し上げた財源措置及び負担の問題を合理的に処理をしていくということではいけないと思つております。

その場合に、国の財源措置につきましては、御案内のように、私も二、三年來、学校施設あるいは清掃施設、下水道施設などを中心にいたしまして、各省と協力いたして大蔵省に対して必要な手厚い措置を講ずるよう要請してまいりましたが、残念ながらまだ総合的な措置がとられておりません。学校施設につきましては、土地に対する補助金とか、あるいは本年度補助金の引き上げというふうな措置をある程度行ないましたが、もつと抜本的な措置を必要とする。それからもう一つ、デベロッパーといふものです。開発者負担の問題がございます。これにつきましてはあとでお話があるのかもしれませんが、宅地開発要綱というふうな形で、現在ある意味ではばらばらに負担を求めているというのが実態でございますが、この辺のところをもう少し合理的な、統一のあるような形で措置する方法を考へるべきじゃないか。これはまたやはり私どもだけではなくて、建設省とも相談してまいらなければならぬ。そういう点を充実いたしまして、新都市の基盤整備ができるような努力をしてまいりたい、かような意味でございます。

○小川(新)委員 大蔵省にお尋ねしますが、この人口急増地帯の関連公共事業の財源措置については、もう予算委員会等々でも相当質問が重ねられておりますが、こゝにいたつて、いま私の質問のやりとりの中から聞きださつていて、地方交付税またはいろいろな財源措置といふものを講ぜなければ、千葉県のようないくつかの国地受け入れ体制お断わり、または民間デベロッパーの市街化調整区域内における開発許可についてはストップ、こゝにいたつた強硬措置が首都圏内の各県または地方公共団体

で続出したしてまいりますが、これに対して大蔵省の財政措置の考えはどうなんです。

○高橋説明員 私は本日参りましたのは、税制の關係で御答弁するつもりでございました。ただいまの御質問は非常にごもっともなことだと思つております。ただ、私職掌柄、蔵出面につきまして意見を申し上げる立場にございませんで、ただいまの御質問を關係の向きに伝えたいというふうに思つております。

○小川(新)委員 私の質問要求がずれておつたのでそうなつた關係で、まことに失礼いたしました。これは大事な問題なんです。重要な問題として、これは本来だつたら大蔵大臣に聞かなければならぬ問題ですが、答弁ができないということであればいたし方ないのですが、自治省、こゝにいた問題で私ども一番心配しておることは、近郊整備地帯周辺地域に千葉県は開発行為のストップをかけてきたということ聞いておりますが、これは事実ですか。

○森岡政府委員 一般的に、もうこれ以上、人の集中、同地の新たな受け入れというのは困るという意見を表明したということは聞いておりますが、いま先生御指摘のような具体的な話は十分承知をいたしておりません。

○小川(新)委員 これは宅地開発規制の第二弾として、近郊整備地帯の周辺部にきびしい宅地規制ワケを設けるということを千葉県できめたというのです。もしもこゝにいう事実があつて、自治省に願ひ出してきた場合、こゝにいつたら、ますます建設省としては住宅建設五カ年計画の九百五十万戸の達成はできなくなる。これに対してはどういう態度で臨みますか。

○森岡政府委員 現在のこの宅地開発につきまして、地元のほうでいろいろな形で拒否反応といいますかが出ておりますのは、市町村が宅地開発要綱といふものを、一種の内規でございまして、きめて、それに適合する施設基準を定める、デベロッパーがそれに応じない場合にはお断わりをしたという意思を表明するという形で行なつておる

と思います。千葉県の県の意思としての表明がどういう形で具体化してまいるのか、これは私も現在まだ十分承知いたしておりません。ただ、市町村がそういう形で開発要綱を定めておられますのは、ある意味で申しますと、きちんとした町づくりをするという意味合いで私どもは適切な面もあると思うのであります。ただ何となく家を建てればよいということではなくて、一定以上の規模の宅地開発をやる場合にはきちんとした都市施設の整備をやらなければならぬという施設基準をきめることは、やはり意味があると思うのであります。ただそれが非常識な、社会常識から考えてあまりにも過大な負担を開発者なりあるいは入居者にさせていくということになると問題があるだろう。そういう意味合いで、先ほども申し上げたところでござりますが、こういう宅地開発要綱による規制などにつきましては、もう少し合理的な基準と申しますか、統一的なルールというものを建設省と御相談してきめてまいりたいという考えでござります。

○小川(新)委員 それでは私は具体的に建設省にこの問題についてお尋ねしますから、いまの自治省の答弁とあわせてひとつ御答弁いただきたいことは、千葉県がやろうとしておられることは、成田空港周辺をはじめ、ざっと十三市町村に都市計画法を適用し、用途指定を行ない、特にスプロール現象の激しい地域について近郊整備地帯に編入するという、そして線引きを新たに直して宅地開発を規制するという、こういう考え方なんです。この考え方に対して建設省はどういう考えを持っていますのか、自治省はこれに対してどういう考えを持っておられるのか、お尋ねしたい。

○高橋(弘)政府委員 先生のいまおっしゃいました点につきましては、私もまだ聞いておりません。ただ、先般も先生御質問ございましたが、住宅公園に對しまして千葉県から口頭で指導方針をいろいろ述べております。その原因というものは、水とそれから交通及び輸送施設ということであげております。現状からいたしまして、県の第

三次総合開発計画というものの人口予想よりも現在の推移でいけば非常に上回る、したがってそういう抑制措置を講じざるを得ないというふうなことのようござります。したがって、住宅公園を通じて十分県と協議をさせ、そうしてその真意を確かめておる次第でござります。やはり各県におきまして、千葉県及び神奈川県も多少そういうことを検討しておるというふうに思いますが、各県におきましてのそういう整備計画というものがござります。それにつきましては、やはり首都圏なら首都圏という全体、これを一体的に考えるということが必要であらうかと存じます。したがって、首都圏整備委員会等も、私ども事務局長にすぐあのとときに連絡いたしましたけれども、そういう見地からも十分検討して、その県の計画というものはたして首都圏の整備計画の中におきましてどういうふうな役割を果たすものかということも十分検討したしながら、各県のかような計画というものが真にやむを得ない、そういう計画とどおりいかなければその県のいろいろな水事情だとか交通事情からしてやむを得ないということであれば、首都圏全体としてさらにまたほかのいろいろな方法を考へて、私どものほうには宅地開発なり住宅供給というものを検討する必要があるかと思ひます。早速にそういうことについての検討をいたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○森岡政府委員 具体のその成田周辺の問題につきましては十分承知いたしておりますので、それについてお答えするということは避けさせていたいただきますが、一般論をいたしまして、県が県内の地域の整備計画、開発計画をつくる、その場合の考え方というものは、いま建設省お話しのと、たとえば首都圏であります場合に、首都圏全体の計画、それから県の計画との調整というものを十分していただかなければならぬと思ひます。県も単に財政的に負担がどうのこうのということだけで判断するものではないと私は思ひます。やはり県全体の、県民全体の振興、福祉ということを考えて

て計画を立てておるわけでござりますから。しかしそれが先ほど来申しておりますように、とにかくにも財源がなくて、町をつくられても学校も建てられない、ごみ処理もできないというふうなことで問題が、ネックが生じておるというふうに思ひます。これはやはりそれを取り除く財政措置を積極的に考えてまいりたい、かように思ひます。

○小川(新)委員 大臣、首都圏整備委員会の関係として大臣は責任者でござりますから。いま非常に曲がりかどへ来ているわけですね。七〇年代のこの都市建設というものは、もうただ単なる都市をつくれればよいという問題ではなくして、各都道府県、またその広域圏ブロックというものが非常に激動期に來ている。こういう問題を踏まえた上で土地の供給というものが非常に大事になってくるのです。そこで、いま大臣はこういう話を聞いておってどんな御感想を持っておられるか知りませんが、これはあとでいろいろお尋ねしてまいりますが、この点についてはあとで御答へいたしますが、その各市町村なりがいま宅地造成の規制について開発要綱というものを非常にきびくしてきて、こういう規制については建築基準法以上にはきびしくなっておりますが、これに対しては是非か、大臣、ひとつ端的にお答へいたしたい。

○西村国務大臣 私はその善悪はわかりませんが、いいとか悪いとかということではなしに、私がかりに地方公共団体の長であります、背であれば、工場も来てくれ、団地もつくってくれ、あれもやってくれ、こういう希望がたいへんあったと思ひます。ところがいまはそれと逆でありまして、どちらかというと工場も来てもらいたくない、団地もつくってもらいたくない、こういうふうに全く、世相といえますが、状況が変わつたのであります。その変わったのには変わった理由があるのございまして、一口に申しますと、いわゆるたくさん人口が来て、やはり自分たちがやらなければならぬ道路、公園その他の公共公益

施設は伴わない、お世話できない、こういうことではございませぬ。したがっていままで政府といひましたも、生活社会についてはいろいろな公益施設が必要のございませぬから、五省協定というものがあつて、団地をつくるのには困らぬようにしようじゃないかといひて、行政的にはいろいろ打ち合わせをいたしておりました。しかしやはり公共団体が全部、人口の流入は困るのだ。これは強制的に防ぐわけにもいかぬと思ひます。したがっていまの防がなければならぬ、規制をしなればならぬという原因をやはり取り除かなければならぬ。それには私は端的に申しまして五省協定ではなまぬ。法律をもって、地方公共団体が人口を受け入れても困らないようにすべきだ。法律をもって制度化した、それには財源もつけて十分困らないようにすれば、これは地方公共団体の方々も満足をするし、また受け入れてもらわなければならぬ国としてはさきに考えておるような次第でござります。

○小川(新)委員 非常に前向きな話になったわけですね。五省協定ではとても手ぬるいということではきよ初め大臣の口から聞いたわけですが、私は、この五省協定が手ぬるいというところは、もう少し厳づければ、政府が、建設省が、または環境庁が、自治省が主体となつてほんとうの意味の財源措置を講ずることだ。これは大蔵省ももちろん入る。こういう問題について前向きに大臣が発言されたと理解いたします。

そこで具体的な例をお尋ねいたしますが、建築基準法では一區画の宅地造成の面積というものは定まつてゐるのですか。

○沢田政府委員 建築基準法は二つの部分がございまして、一つは建築物の構造、設備、そういうものがきめてござります。もう一つは集団の際の規定でございまして道路、宅地、宅地の最小限の規定はございませぬ。

○小川(新)委員 そうしますと何坪でも許可になるわけですか。住宅として十坪でも十二坪でもけつこうなんですね。

○沢田政府委員 そのとおりでございます。ただしそこに建ちます建築物は、たとえば建蔽率が六割とかあるいはそのほかの規定がございますから、事実上小さな宅地では家が建たなくなるという事になります。

○小川(新)委員 いま御存じのとおり建て売り住宅は大体十五坪から十七坪、建蔽率六〇％か七〇％。これは各都道府県、市町村、公共団体ではスプロールだといっているわけがあります。そこで聞きたいのは、市町村が条例でもってその一区画の宅地、宅地面積を、たとえば百平方メートル以上でなければ許可しないということになったら、条例で規制したら、われわれどういうふうな理解したらいいのですか。私権の制限になりますか。

○沢田政府委員 そういう条例が可能かどうか、ちょっと私の際わかりませんが、建築をやる前に開発許可という動作がございます。開発許可で、この地区は最小の面積はかかるべきだ、道路はかかるべきだという条件をつけて開発許可をするというふうな手はあるかと思えます。

○小川(新)委員 自治省、どうですか。市町村が、開発行為の許可を申請するときにいろいろな付帯事項がつくと思うのですが、その開発行為が、たとえば、法的に六十平方メートルの一区画の宅地をつくり、道路を四メートルと建築基準法では定まっていますが、それを開発行為として全面的に市町村が六メートル以上にしろ、そしてこれは百平方メートル以上の一区画の宅地造成でなければ許可しないということにもなったら、そういうことを条例化しようとする市町村がもしも出たら、これは自治省としてどのように指導し、賛成しますか反対しますか。

○森岡政府委員 たいへんむずかしい問題でございますが、先ほど建設省のほうからお話ございましたように、現在の仕組みは、開発許可を申請します場合にあらかじめ開発行為に關係ある公共施設の管理者の同意を得るいは協議をしなければならぬ、こういうことになっております。そこで、宅地開発要綱というふうな形で、その同意の基準と申しますか、協議の基準として、内規としてルール化しているのが実態でございます。それを越えて、開発許可の基準をさらに大幅に上回るような規制を条例でしていくということになりますと、私は法律的にはやはりなかなかむずかしい、困難な問題ではないかと思っております。むしろそういうふうな形にならないような措置で万全を期するというのが早急に必要なことではないか。お答えとして不十分かもしれませんが、かように考えます。

○小川(新)委員 新都市基盤整備法では宅地開発をやりますね。その宅地をやるべきの、私、小川新一郎が宅地をやるべきの一区画の宅地面積はどれくらいが理想と見ているのですか。

○高橋(弘)政府委員 御質問の趣旨は、おそらくこの新都市基盤整備事業を実施いたしまして、民有地のほうは換地処分をしたあとの土地だろうと思えます。これにつきましては最小必要限度の区画街路というものを確保して、そして換地をするということになっておまして、私も考えておりますのは、一応これを六メートル以上というふうに考えておるわけでございます。ただこれは、御承知の都市計画法の開発許可の基準の中にありますように、非常に短い区画これは交通の支障がないと認められるならば四メートルまでいいということになっております。したがってましてそういうものにつまして大体基準以上ということを考えておる次第でございます。これを大体そういう道路に面するような区画割りをする。そして間口と奥行きの比率を二対一というふうなことに持つていくというふうに考えておる次第であります。

○小川(新)委員 建築基準法では四メートルと定めておるのに六メートル。二メートル広げるわけですね。理想としては短い区間は六メートル。そうすると、その六メートルに見合う一区画の宅地造成というものは——先ほど言ったような百平方メートル、要するに三十三坪ですか、それから二百平方メートル以上というように、いま市町村、公共団体ではいつているのですが、それでは一体理想像としてはどれくらいか、それを聞いておるわけですか。

○高橋(弘)政府委員 この法律案について申し上げますと、さっき申し上げたとおりでございますけれども、もう一回確認的に申し上げますと、普通の短い区間におきましては四メートルというところを私も考えております。普通は基準は六メートル以上でございますけれども、短い区間につきましては、交通に支障のないという区間は四メートルというふうに考えておるわけでございます。

○小川(新)委員 ですから今度、個人の区画の宅地面積は……

○高橋(弘)政府委員 御質問の趣旨は、そうするとこの法案以外の点について、現在、いま先生の御質疑になっております宅地開発要綱という点の基準でございますか。(小川(新)委員「関連して」の事です。)と呼ぶ)その宅地開発要綱について自治省からも答弁ございましたように、私も、これはある程度地方財政の負担を軽減するためにやむを得ない点もあるかと存じます。しかしながらその基準の内容につきましては、これは社会通念上過大な負担と認められるような、そういう基準もあることは私も承知いたしております。したがって、現在私もそれは自治省と相談しまして、その適正な基準というものを考えている次第でございますけれども、先生の御質問の御趣旨の基準というものは、法令上ある程度きめられたもの、それ以上のものを負担をしているということは、これは過大な負担であろうかと私は存じます。しかしながらこれは社会情勢上、その法令の基準がいろいろな情勢から変わっていくというところも考えられます。妥当であるかどうかという検討はしなければいけませんけれども、現在少なくとも法令上そういう基準があれば、それ以上のものは一応過大な負担であるというふうに考えます。その基準がないものについて、さてどうするかという問題がもう一つございます。ついでに申し上げますと、この問題につきましましては、一々当たっていく必要がございますので、現在その要綱は全国で百くらいあるそうでございます。先般、二、三日前に關係の各県寄りまして、その実態をよく聞いたり、相談いたしましたけれども、そういうものの実態を十分把握し、検討もいたして、適正妥当な基準をきめて指導いたしたいというふうに考えております。

○小川(新)委員 自治省、いま百以上も開発要綱が各市町村、公共団体にある。そのために埼玉県春日部市においては、一宅造区画を二百平米、すなわち六十坪以上なければ許可しないんだという開発要綱を条例化して、規制を加えようとしている。ということになってきますと、われわれ市民側にとっては、一坪十五万も二十万もするような土地を六十坪買わないと、これだけで一千二百万になってしまいますね。いま埼玉県三十キロ圏、五十キロ圏のところで十以下の宅地はないんです。そういうふうになってきますと、これは住民に非常に過大な自力建設をしいることになる。そうすると住宅建設五カ年計画の問題にも影響してくる。先ほど私が言っておる質問を部長はよく聞いてないのか、聞いていらして答えをはずしているのかどうか知りませんが、この新都市基盤整備法の中において標準的な民間の区画というものは、基準は二百平方メートルが妥当なのか、百平方メートルが妥当なのかというのを、さっきから聞いておるわけなんです。それがはっきりしませんが、市町村で開発要綱に二百平米以上なければ開発の許可をしないという問題が出てくるので、宅地造成の問題について重大な問題であるから、自治省ではこれを統一してもらいたいのです。どうですか。

○森岡政府委員 宅地開発要綱が百を超えることは事実でございます。また、一区画の宅地面積を、春日部市で在現百平方メートル以上にするという要綱になっておることも御承知のとおりでございます。条例で二百平米以上にしたというふうに

うするかという問題がもう一つございます。ついでに申し上げますと、この問題につきましましては、一々当たっていく必要がございますので、現在その要綱は全国で百くらいあるそうでございます。先般、二、三日前に關係の各県寄りまして、その実態をよく聞いたり、相談いたしましたけれども、そういうものの実態を十分把握し、検討もいたして、適正妥当な基準をきめて指導いたしたいというふうに考えております。

つきましては、必ずしも私も十分承知いたしておりました。ただ率直に申し上げて、町づくりがきちんとした都市になるようにしたいということと、先ほど申しましたそれに見合う公共施設を整備しなければならぬ財源がないということ、この二つを考えると、いまのまま放置しますと、市町村ではもう全く自衛の手段としてそういうふうになる可能性はないとは保証できないと思います。そういう意味合いで、先ほど申し上げましたように、都市整備の秩序のある推進とあわせて、公共施設をすみやかに確保できるような財源措置を、各省と御相談してぜひ実現してまいりたい。そうでなければそのような危険が必ず出てまいるわけがあります。なおその間におきまして、宅地開発要綱について、先ほど来申し上げておりますように、統一的なルールといえますか——もちろん要綱のことをごさいますからある程度の幅は出てくると思いますが、社会通念上あまりに非常識なものは設けないような指導をしてまいりたい、かように思っております。

○高橋(弘)政府委員 先ほどの御質問の中で、いまの区画の面積の話がございましたけれども、道路のことについては申し上げましたが、区画の面積につきましては、明確にどのくらい以上というところを書いたのはございませんけれども、御承知の、過小宅地にならないような措置を私も考えております。過小宅地の基準は何かといえ、政令で一区画百平方メートル以下とならないようにする必要があります。これはいまの区画整理につきましても、そういう過小宅地は百平方メートル未満ということになっております。それ以下にならないということで、これは最低のものでございまして、したがって、その基準に当てはまるかどうかはわかりませんが、そういうふうな考えております。

○小川(新)委員 大臣、百平方メートル以下にならないようにと仰っておりますけれども、現在建っている木造の建て売り住宅の平均坪数は何坪だか知っていますか。

○西村国務大臣 よく知りません。

○沢田政府委員 私も正確なデータはございせんけれども、一番シビアなところをここに想像してみますと、おそらく十五坪くらいの二階建てで、七坪くらいの建物の面積になりうるかと思えます。それが六割というところになりますと約十坪です。十坪が十二坪、その程度の敷地になってしまふということがあり得ると思います。

○小川(新)委員 大臣、住宅建設五カ年計画の九百五十万戸のうち、三百八十万戸は政府施策で、五百七十万戸は民間自力だ。この民間自力建設のうちで実際に自分が建てる人というのはどれくらいあると思いますか。あとはほとんど既製の、イージーオーダーじゃないけれども、できた住宅を買ってわけですよ。これはいま申し上げましたように十五坪です。適切なところをいま申し上げておりますが、そのうちの建設率は七割ですよ。十坪です。これがいまスプロール化してどんどん建っているから、先ほどから私はひっくり返しひっくり返ししつこく聞いているのですが、春日部あたりでは二百平方メートルなければ許可しないということになるのです。はたしてそれを購入できるような民間の所得水準であるかどうかということなんです。この点は一体どうお考えですか。これは大きな問題ですからね。

○西村国務大臣 それはやはり一般的にはなかなかできないと思います。しかしこれは一方ではまた極端に狭小でも困るわけでありまして、そこである程度の基準を置かなければならぬ。いま計画局長が言いました百平米、約三十坪、これくらいなところが標準じゃないかと私は思います。しかし建て売りはそれよりもはるかに少ないことは、私は数字は申し上げぬでしたが、それはわかっておる。非常に細分化しておるというのが現状でございまして、それでありますから、いろいろ個人住宅を建てる場合も、貸し付けの率ももう少し大蔵省で気ばつてくれなければならぬうちが建たない。そういうことで、わわれわれは努力しなければならぬということでございます。

○小川(新)委員 では大蔵省に税制の問題でちょっとお尋ねいたしますが、租税特別措置によつて、昭和四十六年、四十七年は、御存じのとおり、土地の譲渡所得に對して課税が一〇%。いままでは累進総合課税であつたものが分離課税になった。四十七年、四十八年は一五%、四十九年、五十年は二〇%になる。これによつて実際に土地は一体どれくらい宅地になっていったのか。このことによつて浮き出された土地はどれくらいか。それともう一つは、昭和五十年以降はこのシステムを続けていくのかいかなのか。いかがですか。

○高橋説明員 土地の譲渡所得の課税実績がいかにあるかということでありまして、実は課税統計がまとまりますのにかなり時間がかりかかります。そこでいま正確な答えを持ち合わせておりません。ですが、御質問のございまして四十六年の譲渡所得が前年に比べてどのくらい伸びたかということにつきまして、とりあえず、三月十五日までに申告所得の納税の相談において、になつた方、ことし、四十六年分の譲渡所得の申告をなさいますというところが税務署のほうであらかじめわかつております方を取りまとめてみますと、譲渡所得の金額でございまして面積ではございませぬが、前年に比べて八割くらいふえておるようでございます。四十五年は四十四年に比べて大体三割くらい増でございます。したがって、それから地価の値上がりをついて土地の供給の増というところに相なつておるわけでございます。さかのぼりました四十四年から選択的に土地の長期譲渡の分離比例課税というものが導入されました。四十四年には従前の倍になりました。したがって、導入したことにによりまして、土地の供給が相当促進されておるといふことはいえるというふうに私どもは考えております。

御質問の第二点でございますが、五十年まで二年ごとに、一〇%、一五%、二〇%、比例税率を上げていくわけでございますが、五十年以後はこれを総合に戻すかどうかということにつきましては、四十三年の長期税制答申では何も触れておりませんし、こういった土地税制が全体の土地、宅地に関する政策の中で果たしていく役割、総合的な政策の一環でございまして、全体としての土地の供給に需要の達成されたいというものを見た上で、今後検討を進めていくことに相なろうというふうに考えております。

○小川(新)委員 四十六年度の高額所得者百人中、土地の譲渡所得によるところの九十五人がベクトルに入つておる。特に関さんという方は三十五億の所得をあげた。これに對して一〇%の課税しかなかったということでは新聞等、また世論等が——何も関さんが悪いわけではありませんが、課税のあり方について、庶民からあまりにもかけた、高額所得者に対する政府の温情と申しますか、土地政策のもとに隠れたところのそういう税制の不均衡というものをいま新聞、世論が書き立てております。そういうことを勘案して、はたしてこの土地がほんとうに住宅供給に役立ったかどうかといひますと、ただ民間デベロッパーや大企業の買い占めの対象になっておるだけであつてはならないのであつて、建設大臣といたしましてはこういう問題についてはどのような所見を持ていらつしやいますか。

○西村国務大臣 とにかくあの措置は総合的なものであつたと思ひます。早く土地を持つておる人から出させようじゃないか、それには税金をまけてやるうじゃないか、その志はよかつたのですが、そのあと、土地をだれが取得したのかという追跡をされる措置がなかつた。ところが、あにはからんやそれは別な法人が買った、自分の法人が買ったというふうなことです。したがって、これは過ぎ去つたことではございまして、一つの問題点でありました。建設省としてはそれを買入る人や追跡しなければならぬ。いまおそろく追跡ができておらないのでございまして、したがって、法人の譲渡所得についても並行的に考えなければならぬということが当然起こるわけでございます。しかし、税をあくまでおる大蔵省としてはなかなか

か税法上むずかしいということでございますが、これはたびたび大蔵大臣からも言われておりますけれども、よりやく、そうしなければならぬ、法人の譲渡所得について考えなければならぬというよりな気持ちになっております。したがってこれを並行的にやらなければならぬと思っております。最近、市街化区域内であれば開発行為についてのいろいろ制限がございますけれども、一般的な土地の買いあさりということがいわれておりますが、その把握ができません。われわれは新聞を見て知るだけです。多少事実も知っておりますけれども、したがって、土地問題について建設省としては責任を持って実情把握をしなければならぬ。法人がどれだけの土地をどういう目的でいつ取得したかということでございます。

そこで先般計画局長にも命じまして、行政管理局の許可を受けまして、東京第一部上場、第二部上場千三百社の法人に対して土地の問題で詳しい調査をお願いいたしました。とにかく実情を把握しておかなければならぬということでございまして、もしかりに個人の譲渡所得の問題を五十年以降続けていくとすれば、それに見合ったことをやらなければ意味がないように私どもも感じますので、今回の問題を契機にして今後十分検討したい、かように思っております次第であります。

○小川(新)委員 約束の時間が参りましたので、私きょうはこれでやめますが、法案の逐条、また内容に入らないで、新都市基盤整備法が出てきた周辺の外郭についてきょうは質問したのであります。まだ残りがだいぶありますので質問は保留いたしておきますが、最後の一点いたしまして、土地問題の解決なくしては新都市基盤整備法もよりまくいかなぬのではないかと、こういう考えでおりますので、地価のストップ令、凍結令は考えているのか、空閑地税というよりなものを考えるのか、また今後市街化区域内の農地の宅地並み課税のB、C農地についてはどのような考えを持っているのか、この三点をお聞きいたしまして、私まだたくさんありますが、あとの質問は保留させていただきます。

いただきます。やめさせていただきます。大臣にこの三点をお願いいたします。

○西村国務大臣 農地の宅地並み課税ですが、これも本年はとにかくスタートはするけれどもということでも修正をしました。したがって、これはやはりあなたの方のほうでも十分考えておられることであると思えますから、またわれわれとしても十分検討いたします。

大きくいって、通産省は工場分散、いろいろ考えております。広くいえば土地利用が偏在しないように、国土全般にいうことでございします。それから私のほうではいつも一つ覚えのように、とにかく宅地の需要供給がバランスしないのだからといっておるわけですが、宅地をつくるということとはたいへんな時間がかかるわけです。したがって、土地政策については端的に税制をもつて対処するのが一番いいと私は思っております。需要供給のバランスから、宅地があれば値段が下がりますが、宅地をつくるということとはそう簡単にできることではありませんので、やはり端的には税制をもつてする。しかも、建設省といたしまして手がけた地価の公示制度もようやく軌道に乗りますので、これができました暁にはまた地価公示制度を生かす、地価公示制度を活用するという方法を講じなければならぬと思っております。いずれにいたしましても土地問題はたいへんでございしますが、新しい手を打っていきたい、かように私は思う次第でございまして、具体的にはあまり案はないのであります。

空閑地税、そういうことはいわれまますけれども、これも、空閑地とは何ぞやということとは政府部内において全部の意見がなかなか統一できません。そういう意味で、ずいぶん前からいわれておりますけれども、これもなかなかむずかしい問題であらう。またこれは建設省だけでできる問題ではございません。未解決になっておる一つの非常に重大な問題でございます。

ストップ令、これはなかなかむずかしいと私は思います。ストップ令ができるくらいならもう早

くやっておることあります。

○小川(新)委員 要するに佐藤内閣ではできないということ、これはひとつ新しい内閣になったときの課題として残すということであるが、土地問題というのはい瞬一時を争いますから、こういふできない内閣は早くやめなければならぬ。こういうことに結論をつけて私の質問を終わらせていただきます。

○龜山委員長 次回は、来たる十六日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

昭和四十七年五月二十三日印刷

昭和四十七年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局